実務対応報告公開草案第9号

「種類株式の貸借対照表価額に関する実務上の取扱い(案)」の公表について

コメントの募集

企業会計基準委員会(以下「当委員会」という。)では、平成14年10月9日に実務対応報告第6号「デット・エクイティ・スワップの実行時における債権者側の会計処理に関する実務上の取扱い」を公表し、その後、デット・エクイティ・スワップ(以下「DES」という。)の実行により生じた株式の期末評価について検討してまいりました。しかしながら、その期末評価を検討するにあたっては、DESの実行により生じた株式のみならず、平成13年の商法改正により内容が多様化するとともに、その発行金額が増加している種類株式について、その貸借対照表価額に関する実務上の取扱いを検討し、平成15年2月4日の第26回企業会計基準委員会において、標記の実務対応報告の公開草案(以下「本公開草案」という。)の公表が承認されました。

本公開草案の公表は、広くコメントを頂くことを目的とするものです。本公開草案に対するコメントがございましたら、平成 15 年 3 月 3 日(月)までに、原則として電子メールにより、下記へ文書でお寄せください。なお、個々のコメントについては直接回答しないこと、コメントを当委員会のホームページ等で公開する予定があることを、あらかじめご了承ください。

記

電子メール: pshare@asb.or.jp

FAX: 03-5561-9624

お問い合わせ先: 03-5561-8449

本公開草案の概要

目的

- ▶ 種類株式の貸借対照表価額については、原則として、「金融商品に係る会計基準」 をはじめとする現行基準等の定めに従うこととなるが、現行基準等における株式 の貸借対照表価額の定めは、普通株式を念頭においたものと考えられる。
- ▶ このため、様々な内容を有する種類株式のうち、現状において実務上の取扱いを 明確にする必要性が高いと考えられる種類株式の貸借対照表価額について、現行 基準等における考え方を踏まえた取扱いを公表するものである。

会計処理

債券と同様の性格を持つと考えられる種類株式 (Q1)

形式的には株式であっても、発行会社が一定の時期に一定額で償還すると定めている種類株式(償還株式)や、発行会社や保有者が一定額で償還する権利を有し取得時点において一定の時期に償還されることが確実に見込まれる種類株式は、経済的には清算時の弁済順位を除き、債券と同様の性格を持つと考えられるため、その貸借対照表価額は債券の貸借対照表価額と同様に取り扱うことが適当である。

債券と同様の性格を持つと考えられるもの以外の種類株式(Q2)

- 市場価格のある種類株式(子会社株式及び関連会社株式である場合を除く)は、 当該市場価格に基づく価額をもって貸借対照表価額とされる。なお、種類株式自 体は市場で取引されていなくとも、転換を請求できる権利を行使して、容易に市 場価格のある普通株式に転換し取引ができるような場合も、市場価格のある株式 として取り扱われると考えられる。
- ▶ 市場価格のない種類株式は、取得原価をもって貸借対照表価額とされる。

市場価格のない種類株式の減損処理(Q3)

▶ 市場価格のない種類株式のうち、債券と同様の性格を持つと考えられる株式以外のものに関する実質価額の算定及び減損処理は、原則として、以下の方法による。

[実質価額の算定]

(1) 評価モデルを利用する方法

例えば、満期の定めのない永久債に類似したようなものや、現在は転換できないが、将来、転換を請求できる権利を行使して市場価格のある普通株式に転換できること等により普通株式の市場価格と関連性を有するものについては、困難であると認められる場合を除き、割引将来キャッシュ・フロー法やオプション価格モデルなどを利用した評価モデルによる価額を実質価額とする。

- (2) 評価モデルを利用して算定された価額を得ることが困難である場合
 - 1株当たりの純資産額を基礎とする方法

優先株式を含む種類株式の普通株式相当数を算定することが可能な場合

には、資産等の時価評価に基づく評価差額等を加味して算定した発行会社の純資産額を、種類株式の普通株式相当数と普通株式数の合計で除した 1 株当たりの純資産額に、所有する当該種類株式の普通株式相当数を乗じて 実質価額を算定することが考えられる。

優先的な残余財産分配請求額を基礎とする方法

普通株式よりも利益配当請求権及び残余財産分配請求権が優先的である場合には、優先的な残余財産分配請求額を基礎とする方法が考えられる。この場合、と同様の方法により算定された純資産額が、優先的な残余財産分配請求権総額を下回っている場合には、当該純資産額を当該種類株式数で除した 1 株当たりの純資産額に、所有する当該種類株式数を乗じて実質価額を算定することが考えられる。

[減損処理]

上記の各方法により算定された実質価額が、取得原価に比べて 50%程度以上低下した場合には、当該実質価額まで減額し、評価差額は当期の損失として処理する。また、(1)の方法により実質価額を算定した場合には、50%程度以上低下しないときでも、当該価額が著しく低下したと判断される場合であって回復する見込みがあると認められないときには、金融商品実務指針第 91 項に準じて、当該価額に基づく減損処理を行うことが適当である。

なお、(1)の方法による実質価額を得ることが困難であって、(2)の方法により実質価額を算定する場合においても、普通株式の市場価格と連動性があると想定される種類株式については、普通株式の市場価格が当該種類株式の取得時点に比べて著しく下落した場合には、当該種類株式の実質価額も著しく低下していると想定され、実質価額に基づき、減損処理を行うことが合理的と考えられる場合が多いことに留意する必要がある。

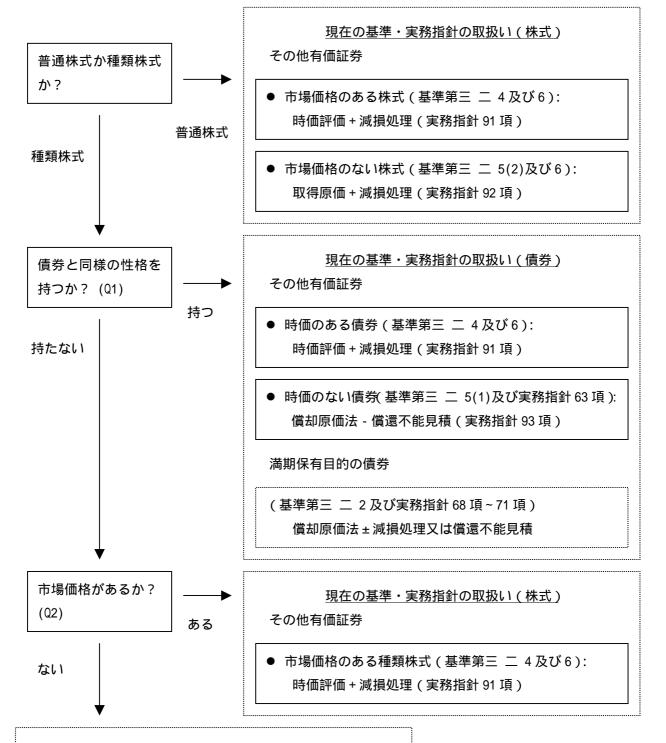
種類株式を発行している場合の市場価格のない普通株式の減損処理(Q4)

市場価格のない普通株式を発行している会社が、種類株式も発行している場合、 市場価格のない普通株式の1 株当たりの純資産額は、発行会社の純資産額から、 種類株式の評価額を控除して算定されることとなる。

適用時期

➤ 平成 15 年 4 月 1 日以後開始する事業年度に係る財務諸表から適用する。ただし、デット・エクイティ・スワップによって取得した種類株式(取得時に、実務対応報告第 6 号が適用されていないものも含む)については、公表日の属する事業年度に係る財務諸表から適用する。それ以外の株式についても、平成 15 年 3 月 31日以前に開始する事業年度に係る財務諸表について、適用することが望ましい。

以上



その他有価証券

● 市場価格のない種類株式(基準第三 二 5(2)及び6): 取得原価+減損処理 (Q3)

減損処理を行う場合の「実質価額」の算定

- ・評価モデルを利用する方法
- ・1 株当たりの純資産額を基礎とする方法
- ・優先的な残余財産分配請求額を基礎とする方法